

議案第 3 号

白井市附属機関条例の一部を改正する条例の制定について

白井市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会を設置するため、条例の一部を改正するものです。

白井市附属機関条例の一部を改正する条例

白井市附属機関条例（平成２４年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項白井市障害者計画等策定委員会の目の次に次のように加える。

白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会	障害者支援施設の管理及び運営を行う事業業者を選定すること。	委員長 副委員長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 市民 (4) 市の職員	6人以内	事業者を選定するまで
----------------------	-------------------------------	-------------------	---	------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号資料

○白井市附属機関条例（平成24年条例第24号）新旧対照表

改 正 案							現 行						
(略)							(略)						
別表（第2条関係）							別表（第2条関係）						
執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	(略)						市長	(略)					
	白井市障害者計画等策定委員会	(略)						白井市障害者計画等策定委員会	(略)				
	白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会	障害者支援施設の管理及び運営を行う事業者を選定すること。	委員 長 副委員 長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体等の代表者 (3) 市民 (4) 市の職員	6人以内	事業者を選定するまで		(新設)					
	(略)							(略)					
	(略)							(略)					